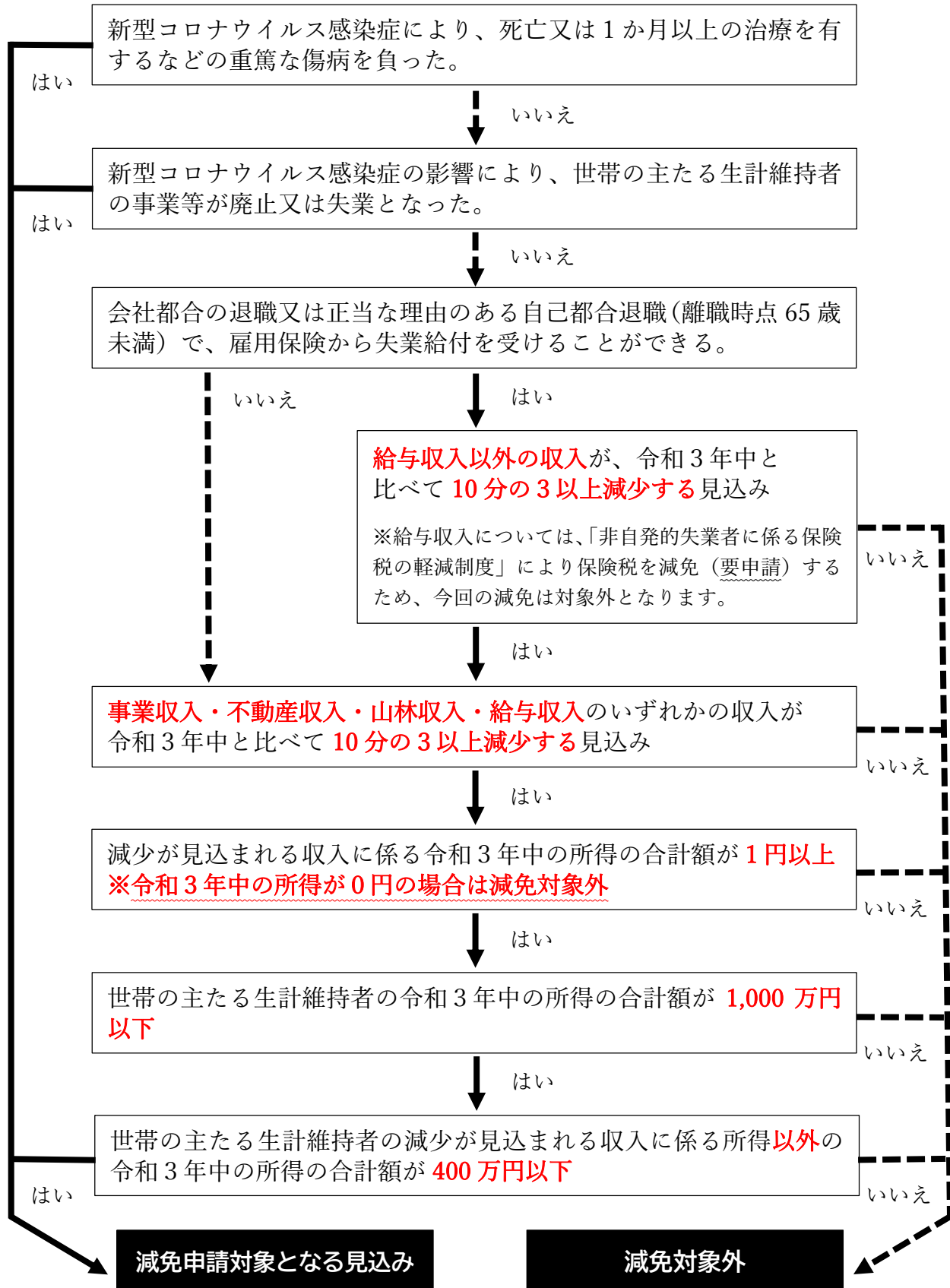


新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免適用判定フロー

【対象】 世帯の主たる生計維持者（≒世帯主）であり、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減り、国民健康保険税の減免を希望する方



※申請に必要な書類等については、税務課市民税係（内線 130・131）へお問い合わせください。
※保険税の支払いが困難な場合は、税務課管理収納係（内線 132・136）へご相談ください。